

# 災害時の被災者支援に関する相互協力協定書

草津市（以下、「甲」という。）、社会福祉法人草津市社会福祉協議会（以下、「乙」という。）及び公益社団法人草津青年会議所（以下、「丙」という。）は、自然災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）の被災者支援活動における協力に關し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、草津市内における災害時において、甲、乙及び丙の三者が包括的な連携のもと、それぞれが有する人的・物的・知的資源を有効に活用して協力することにより、防災・減災体制を構築し、災害ボランティア活動などの被災者支援活動を効果的に行うこととする。

## （用語の定義）

第2条 この協定において、自然災害とは暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる被害をいう。

## （協力内容）

第3条 甲、乙及び丙は、災害ボランティア活動などの被災者支援活動において、次に掲げる事項について、相互に協力して行うものとする。なお、丙の行う被災者支援活動は地域に根差した社会貢献活動の一環として行うものとする。

- (1) 被災地域の情報収集、ニーズの把握及びその共有、情報交換
- (2) 被災地域への必要な資機材等の調達、仕分け及び輸送等の支援
- (3) 情報発信や研修、訓練の実施
- (4) 専門的な技能を活用した支援活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙丙協議して定める活動

2 前項に定める相互協力をするにあたり、災害ボランティアセンターの運営等に関する事項は、甲及び乙が別に定める草津市災害ボランティアセンターの運営等に関する協定書の内容に基づくことを、甲、乙及び丙の三者は確認する。ただし、自然災害の外はこの限りでない。

(情報交換)

第4条 甲、乙及び丙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう、平常時から情報の交換を行うものとし、必要に応じて会議等を開催する。

(平常時における活動)

第5条 甲、乙及び丙は、災害時における活動が円滑に遂行できるよう、合同で研修や訓練等を行うものとする。

(費用等の負担)

第6条 第3条第1項に規定する相互協力するにあたり、甲、乙および丙において発生した費用はそれぞれが負担するものとする。ただし、草津市災害ボランティアセンターの運営等に関する協定書第10条第2項の規定により、乙が甲に請求するものは除く。

(保険)

第7条 丙は、本協定に基づく被災者支援活動を行うにあたり、活動参加者をボランティア保険に加入させることとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲乙丙のいずれからも協定解消の申出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後同様とする。

(協議)

第9条 本協定の実施に関する細則及び本協定に定めのない事項は、甲乙丙協議のうえ定める。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年6月28日

甲 草津市草津三丁目13番30号  
草津市

草津市長 橋 川 渉



乙 草津市青地町1086番地  
社会福祉法人 草津市社会福祉協議会

会 長 清水和彌



丙 草津市草津三丁目14番44号  
公益社団法人 草津青年会議所

理 事 長 南 弘哉

